

尾張旭市監査公表第13号

令和4年3月30日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年3月31日付け3下第1117号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

都市整備部下水道課

監査の指摘事項	措置状況
ポリ硫酸第二鉄の購入伺いにおいて、部長専決である需用費（その他）の決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、30万円を超える需用費（その他）については、部長専決事項とされている。	ポリ硫酸第二鉄の購入伺いにおいて、尾張旭市決裁規程により、30万円を超える需用費（その他）の決裁については、部長において行うよう改めました。